

## ○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

## 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

(下線及び破線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>[第1 略]</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>[1～3 略]</p> <p>4 その他</p> <p>[(1)～(19) 略]</p> <p>(20) <u>5775MHz から 5815MHz までの周波数を使用する実験試験用の無線局</u></p> <p><u>5775MHz から 5815MHz までの周波数を使用する実験試験用の無線局の審査は、次の基準により行う。</u></p> <p>ア <u>周波数及び空中線電力の指定は、別表1によること。</u></p> <p>イ <u>狭域通信システムの基地局から2kmの離隔距離を満たしていること。</u></p> <p>[第3～第5 略]</p>	<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>[第1 同左]</p> <p>第2 [同左]</p> <p>[1～3 同左]</p> <p>4 [同左]</p> <p>[(1)～(19) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[第3～第5 同左]</p>

## 附 則

この訓令は、令和8年 月 日から施行する。